算式

0.9728 ＋ 0.0272 ×［0.5 ×｛（A ＋ B）＋ 1｝＋ 0.5 × C］

（A ＋ B）＋ 1 が 3.300 を超えるときは 3.300 とし、 0.000 に満たないときは 0.000（ただし、算式の符号 B の算式の符号 a が 95.4 以上のときは、（A ＋ B）＋ 1 が 1.000 に満たないときであつても、（A ＋ B）＋ 1 は 1.000 とする。）とする。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が 2.300 を超えるときは 2.300 とする。）

［略］

B　次の算式によつて算定した率

算式

（a － 95.4）× 0.5

［略］

10　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 1.82）

算式の符号

A　測定単位の数値

B　合併関係市町村ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

30.0 × a × b × c

b が 4.047 を超えるときは 4.047 とする。

c が 1.797 を超えるときは 1.797 とする。

算式の符号

［略］

c　平成 29 年 4 月 1 日現在における市町村役場（指定都市にあつては、区役所とする。）の所在地（町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第 411 条の規定により平成 24 年度分の固定資産税に係る固定資産税課税台帳に登録された宅地の 3.3 平方メートル当たりの価格が最高である地点に町村役場が所在するものとみなす。）と合併の日の前日における当該合併関係市町村の市町村役場（以下この条において「旧市町村役場」という。）の所在地（新市町村に編入された区域に旧市町村役場が所在していなかつた場合には、当該区域のうち地方税法第 411 条の規定により平成 24 年度分の固定資産税に係る固定資産税課税台帳に登録された宅地の 3.3 平方メートル当たりの価格が最高である地点に旧市町村役場が所在していたものとみなす。）との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合におけ

算式

0.9731 ＋ 0.0269 ×［0.5 ×｛（A ＋ B）＋ 1｝＋ 0.5 × C］

（A ＋ B）＋ 1 が 3.600 を超えるときは 3.600 とし、 0.000 に満たないときは 0.000（ただし、算式の符号 B の算式の符号 a が 94.8 以上のときは、（A ＋ B）＋ 1 が 1.000 に満たないときであつても、（A ＋ B）＋ 1 は 1.000 とする。）とする。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が 2.600 を超えるときは 2.600 とする。）

［同左］

B　次の算式によつて算定した率

算式

（a － 94.8）× 0.5

［同左］

10　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 1.91）

算式の符号

A　測定単位の数値

B　合併関係市町村ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

29.4 × a × b × c

b が 4.080 を超えるときは 4.080 とする。

c が 1.797 を超えるときは 1.797 とする。

算式の符号

［同左］

c　平成 28 年 4 月 1 日現在における市町村役場（指定都市にあつては、区役所とする。）の所在地（町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第 411 条の規定により平成 24 年度分の固定資産税に係る固定資産税課税台帳に登録された宅地の 3.3 平方メートル当たりの価格が最高である地点に町村役場が所在するものとみなす。）と合併の日の前日における当該合併関係市町村の市町村役場（以下この条において「旧市町村役場」という。）の所在地（新市町村に編入された区域に旧市町村役場が所在していなかつた場合には、当該区域のうち地方税法第 411 条の規定により平成 24 年度分の固定資産税に係る固定資産税課税台帳に登録された宅地の 3.3 平方メートル当たりの価格が最高である地点に旧市町村役場が所在していたものとみなす。）との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合におけ